

## 平成 23 年度 第 5 回行政改革推進審議会 議事録

日時：平成 23 年 10 月 4 日（火） 午後 1 時 30 分から

場所：市役所第二庁舎 10 階 会議室 19

出席者：委員：塩沢副会長、北原委員、小林明委員、小林俊規委員、小宮山委員  
塚田委員、成澤委員、村澤委員、山崎委員、吉田委員、若井委員  
長野市：小林総務部長、西島企画課長、柳沢財政課長  
事務局（行政管理課）：阿部課長、岩山係長

### 《当日資料》

- ・ 資料 1 第 4 次長野市総合計画後期基本計画 中間答申
- ・ 資料 2 長野市の財政状況について
- ・ 資料 3 長野市行政改革大綱の改定について

## 1 開会

（岩山係長）

定刻となりましたので、只今より「第 5 回行政改革推進審議会」を開催いたします。

行政管理課の岩山と申します。よろしくお願いたします。

なお、本日は、高橋会長、香山委員、小林元太郎委員、鈴木委員の 4 名様から、所要によりご欠席とのご連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

それでは、はじめに鷺澤市長より一言、ごあいさつ申し上げます。市長お願いいたします。

## 2 市長あいさつ

（鷺澤市長）

皆様ご苦労様でございます。お出でいただきまして、ありがとうございます。

大変、公私共にお忙しい中、「第 5 回長野市行政改革推進審議会」にご出席いただき、誠にありがとうございます。

本審議会は、社会の変化に対応した簡素で効率的な行政の確立に向けて、本市の行政改革の推進について必要な事項を調査及び審議するために設置をさせていただいたものでございます。委員の皆様には、昨年 11 月の委員ご就任以来、

長野市の行政改革推進に向けて、様々な角度からのご意見をいただいております。心から感謝申し上げます。

さて、これまで本市では、様々な行政改革に取り組んで参りましたが、その根幹となるものが、「長野市行政改革大綱」であります。

行政改革大綱は、昭和 60 年 9 月に策定されました第 1 次に始まり、その後、社会情勢の変化に対応すべく改定を重ね、平成 19 年 12 月に、現在の「第 5 次行政改革大綱」を策定したところでございます。

そして、平成 20 年度より、同大綱に基づきまして、行政サービスを提供する市の責任を明確にした上で、民間活力の活用、市民負担の公平性の確保、持続可能な行財政運営の推進に向けて、行政改革を進めているところでございます。

この間、リーマン・ショック以降の世界的な景気の後退、公共投資の減少、一昨年の政権与党の交代、東日本大震災や栄村を中心とする地震をはじめとする様々な災害の発生など、本市を取り巻く社会情勢については、大きく変化しているわけでございます。

また、国においては、平成 22 年 6 月に「地域主権戦略大綱」を閣議決定するなど、「住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」として、地域主権改革に取り組んでいるところでございます。

本市におきましても、平成 22 年 1 月 1 日に信州新町及び中条村との合併が行われまして、更に市域が拡大いたしました。

また、これまで進めて参りました「都市内分権」の仕組みづくりにつきましては、住民主体の地域づくりの中核となる住民自治協議会が、今年の 4 月までに、市内の全地区に設立され、現在は本格的な活動が展開されているところであります。

このような中、平成 24 年度から、市民と行政が協働し、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という都市内分権の理念の下にまちづくりを進め、持続・発展する地域社会を実現し“ながの”の存在感を向上させることを目標とする第四次総合計画の後期計画がスタートすることになっております。

後ほど、諮問させていただきますが、本審議会においては、総合計画の内容を踏まえ、社会情勢の変化に対応する行政を確立するため、行政改革大綱の改定について、ご審議をお願いするものでございます。

行政を取り巻く課題は様々なものがありますが、「元気なまち ながの」の実現に向けて、委員の皆様には、専門的な見地から、また市民の目線から精力的にご審議いただくことをお願い申し上げます。以上、よろしくお願いいたします。

### 3 会長あいさつ

(岩山係長)

それでは、続きまして塩沢副会長様より、ごあいさつを頂戴したいと思います。よろしくお願いいします。

(塩沢副会長)

塩沢でございます。

今日は、高橋会長がやむを得ないご事情でご欠席ということでございまして、本審議会の進行を任せられることになり、恐縮でございます。よろしくお願いいいたします。

皆様にはお忙しい中ご出席いただき、ご苦労様でございます。

ただいまの市長からのごあいさつにもありましたように、本日の諮問を受けて、本格的に行政改革大綱の改定に向けて審議が始まることとなります。

市の行政改革は、大変重要な課題であります。よりよい行政改革が進みますように委員の皆様には、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見などをお願いし、充実した審議となりますように、よろしくお願いいいたします。

大変、簡単ではありますが、ご挨拶といたします。よろしくお願いいします。

### 4 諮問「行政改革大綱の改定について」

(岩山係長)

塩沢副会長様、ありがとうございました。

それでは、ここで市長から諮問を申し上げます。市長、塩沢副会長様は、会場中央の方にお進みください。

(鷺澤市長)

長野市行政改革推進審議会会長、高橋美幸様。長野市長、鷺澤正一。

長野市行政改革大綱改定について、諮問。

社会の変化に対応した簡素で効率的な行政の確立に向け、長野市行政改革大綱を改定したいので、長野市行政改革推進審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。以上です。

(岩山係長)

ありがとうございました。お席にお戻りください。

なおここで、市長は公務のため退席させていただきます。

(鷲澤市長)

よろしくお願いします。

(岩山係長)

それでは、議事に入らせていただく前に、配布資料のご確認をお願いしたいと思います。

今回、事前に資料を送付していない旨をお伝えしておらず、大変ご心配をおかけしました。申し訳ございませんでした。

本日の資料につきましては、お手元にお配りした通りです。会議次第のほか3点になります。

まず、資料の1番目といたしまして、「第4次長野市総合計画後期基本計画 中間答申」が1冊、資料2といたしまして、「長野市の財政状況について」が1冊、資料3といたしまして、「長野市行政改革大綱の改定について」が1冊、それと併せまして、「長野市行政改革大綱第5次」ということで、これはまた資料3のところで使わせていただきます。

以上、お配りした資料ですが、お手元にございますでしょうか。

本日の日程ですが、お手元の次第に従いまして、終了は午後3時頃を予定しております。

また、本日の会議は、本市の「審議会等の会議の公開に関する指針」によりまして、公開での開催としておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、4の議事に入らせていただきます。

議事進行は、条例の規定により塩沢副会長様にお願いいたします。

塩沢副会長様、よろしくお願いいたします。

## 5 議事

### (1) 行政改革大綱専門部会の設置について

(塩沢副会長)

それでは、議事の進行を務めさせていただきます。

円滑な進行にご協力をいただきますように、お願いいたします。

それでは、議事の(1)行政改革大綱改定専門部会の設置であります。前回の審議会におきまして、専門部会の設置についてご決定をいただき、併せて、部会員の構成、人選につきましては、私共、正副会長に一任ということで、お任せいただきました。その後、高橋会長と、専門部会の特性を踏まえながら、いろいろと熟慮を重ねました結果、6名の方をお願いすることとしました。

では、事務局から名簿をお配りください。

ご覧の通りでございます。北原委員、小林明委員、小林俊規委員、成澤委員、

村澤委員、山崎委員にお願いすることとしました。よろしくお願ひいたします。なお、部会長には、小林明委員、副部会長には、村澤委員にお願いすることといたしましたが、皆様、宜しいでしょうか。よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

部会員の皆様には、大変お忙しいところとは存じますが、よろしくお願ひいたします。

次に、(2)長野市の行財政の状況についてになりますが、こちらについては、昨年の11月に開催されました第1回審議会において、市から、長野市の現状ということで、財政状況と総合計画について説明をいただいております。

今回は、本審議会において、行政改革大綱の改定に向けて、本格的な審議が始まるということから、その参考として、最新の情報で、今後の長野市の行財政の状況について、説明をいただくこととします。

では、の第4次長野市総合計画後期基本計画の策定について、説明をお願いします。

## (2) 長野市の行財政の状況について

### 第4次長野市総合計画後期基本計画の策定について

(西島企画課長)

企画課長の西島と申します。よろしくお願ひいたします。

お手元にある資料1でご説明させていただきます。

総合計画後期基本計画の中間答申とありますが、長野市では総合計画審議会という審議会を設置しております。その審議会から9月末に、市長あてにこのような中間答申を出していただいたわけでございます。

この総合計画は、長野市のまちづくりの長期的な基本方針と、長野市の将来像を示すものです。

長野市には、いろいろと個別の分野の計画がございますけれども、そういった全ての分野を網羅した計画という意味で、個別計画に対しまして、総合計画というような名前にしてございます。

後期基本計画という風にこの表紙にございます。前期計画は平成19年から23年まで、本年末までの5年間でございました。後期計画は、来年度24年から28年までの5年間ということで、来年度からスタートする計画について、現在中間答申ということで概ね案がまとまったものでございます。

今後、行政改革大綱の改定作業を進めていく上で、長野市の総合計画は最上位計画という位置づけでございますので、参考にさせていただくということで、本日ご説明させていただきます。

1ページを開いていただきますと、下段の方に棒グラフがございます。「長野市の人口の推移」でございます。

黒い棒グラフの方をご覧いただきたいと思ひます。

平成22年度の1月1日に信州新町中条村と合併いたしましたので、信州新町

中条村を含めて、昭和 55 年から人口数値を、合併後の市域に置きなおして棒グラフを作成しております。

それをご覧いただきますと、平成 7 年にほぼ人口増加がストップをしております。平成 12 年に微増がございましたが、ほぼ横ばいです。平成 17 年からは、減少局面に入っております。22 年、27 年、28 年と今後は右肩下がりということで、減少傾向が続くという推計をしております。

なお、平成 22 年、昨年 10 月に国勢調査が実施されたところでございます。今月、国の方から、昨年実施した国勢調査の確定値が発表される予定でございます。この総合計画の方では、今年の 12 月に最終答申を予定しているわけですが、国から発表されます平成 22 年の数値に置き換えて、将来の人口推計を再度微調整するという予定になっております。人口が減少していくという大きなトレンドにつきましては、変動はないものと考えております。

人口につきましては、行政経営を行う上で最も重要な情報でございます。市の個別の計画は、全てこの総合計画の人口推計に合わせて作成しているというようなことで、人口減少に対応した計画となっております。

次に 2 ページをご覧いただきたいと思っております。

中央に「土地の利用区分面積」がございました。

構成比をパーセントで示してありますけれども、2 番目の森林が 62% ということで、広大な森林を含む中山間地域をどのように活性化していくかというのが、長野市の大きな課題であります。

それから、3 ページの方をご覧いただきますと、中段に「(3) 計画の体系化」がございました。その下に表がございまして、長野市の総合計画は 3 つの階層に分かれております。左を見ていただきますと、基本構想というのがあります。これは、長野市の将来の都市像のような、一番のビジョンといえますか理念的なものであります。

それから、その下に網掛けで 2 重の枠に囲っておりますのが、基本計画でございます。これが、前期と後期、それぞれ 5 年ずつの計画でございます。

さらに、その下に実施計画というのがございまして、これは実際に毎年度の予算編成等の、実際のお金をどれだけどの分野に投入するかという実施の部分が、3 年の計画で毎年策定をします。ローリングをするというような形になっております。

基本構想が 10 年間といいますが、平成 19 年に策定をしまして、平成 28 年 10 年後の街の姿をイメージしてつくりました。基本計画は 5 年ずつの前期、後期で、実施計画は 3 年毎というような形で策定をしております。

次のページ、だいぶ細かな表になっておりますけれども、総合計画の体系図でございます。

4 ページの方が基本構想でございます。

左端に縦書きに都市像がございまして、「～善光寺平に結ばれる～人と地域がきらめくまち“ながの”」ということで、都市のイメージということで端的に表現をしたものでございます。「善光寺平」というようなキーワード、それから、「人」、「地域」というようなキーワードがございまして、それが、それぞれの地域、人と結び合って発展をしていくというようなイメージでつくられており

ます。

その右に、政策の7本柱というものがございます。

一番上が、行政経営の方針でございます。その下、数字が1、2、3、4とふってありまして1～6までございます。1が保健・福祉の分野、それから環境分野、防災・安全分野、教育・文化分野、産業・経済分野、一番下が都市整備分野ということで、1～6は長野市が提供する市民サービスを、6つに分類したものでございます。

その市民サービスを提供するための行政組織のあり方、それが一番上の行政経営分野で、どういった人員なり、組織体制なり、どういったものでサービスを提供していくかというような部分になります。

この行政経営分野の中に、その右1～5までございますが、4の「行政改革の推進と効率的な行財政運営」、それから5の「成果重視による市民満足度の高い行政経営の推進」、そこが、今回この審議会でご議論いただきます行政改革大綱に直接関連してくる部分になるかと思えます。

5ページの方、横に見ていただきますと、さらに基本計画の中で041、051というのがございます。さらに、この行政改革に関連する部分を細分化いたしまして、基本計画の中で目標等を記述しております。

次のページ、6、7ページをご覧ください。

総合計画は全ての分野の計画を網羅的に記載したものでございます。しかしながら、メリハリをつけて将来の都市像を実現して、効果的にまちづくりを進めていくために、どの分野に力を入れていくのかというものを、この中で決めております。

右に、図になった部分がございます、一番上に都市像がございます。その下のところに、矢印が下に出ておりまして、どの施策に力を入れていくかという、選定したときの視点が書いてございます。「“ながの”の魅力を生かす・いきいきとした人と地域をつくる・安心して安全なまちをつくる」という3つの視点で、重点化をしていく施策を選定したということでございます。これも長野市総合計画審議会の中で、いろいろな市民の代表の方に議論をしていただきました。12基本施策と書いてありますが、上から多様な観光交流の推進、多様な文化の創造と文化遺産の継承、スポーツを軸としたまちづくりの推進、以下一番下の防災対策の推進まで、12の施策を重点施策として、今後5年間の長野市のまちづくりの中で力を入れていくように総合計画の中では決定してまいりました。

当然この総合計画は、長野市のまちづくりの計画ですので、予算を投入するという部分が主眼となっております。お金を使っていく部分でございますので、力を入れれば入れるほど、たくさんお金を必要とするということでございますので、行政改革の分野からは、過剰投資にならないように、または効率的によりコストを減らして、どういう風に進めていくか、そのようなことがあります。

次のページの8ページ以降は、先ほどの7本柱という風にお話をした各論の部分が、一番最後まで、少し細かくなっておりますがでございます。

8ページ行政経営の分野ですが、ここで行政改革大綱に関連してまいりますが、9ページの下段のところ、政策0-4と四角で囲っている部分でございます。

「行政改革の推進と効率的な行財政運営」ということで、この方針のところ、網掛けがしてある部分をご覧ください。総合計画の中では、方針としまして「「選択と集中」を基本とした行政サービスの継続的な見直しとともに、市民と行政の適切な役割分担により、最少の経費で最大の効果があげられる行財政運営を目指します」というような、総合計画の中でも大きな行政改革の方向性を打ち出しているところでございます。

その下に指標というのがいくつか並んでおります。方針に記載したものが、どの程度実現できているのかというのを毎年進行管理し、その上で、この下に記載をしたいろんな指標によってそれを判断していこうということでございます。アンケート指標は、毎年市民5,100人を対象に市民アンケートを実施しております。その中で、他の全ての分野の政策分野について聞くんですが、行財政のところでは「市役所は、行政改革に積極的に取り組んでいる」という設問に対して、そう思う、ややそう思う、どちらでもない、どちらかといえばどう思わない、まったくそう思わないという5つの設問で市民に問いかけました。それによって、そう思う、ややそう思うという人のパーセンテージをとりまして、それを満足度という風にしております。現在、ここに数字が入っておりません。これは、毎年10月後半から11月にかけて市民アンケートを実施しておりまして、今後これを調査すると、それによって後期計画のスタート地点、現状をまず把握しようと、それから毎年同じ時期にアンケートを実施しまして、5年後に満足度が上がったのか、下がったのかを確認しようというような仕組みになっております。

下の方の施策指標は、行政が実施しているいろいろな取組の成果を、数値で把握するというもので、一部数字が入っていないところもございしますが、そのような考え方でございます。

それから、10ページも同じく行政改革に関連してくるところでございします。

政策の0-5の「成果重視による市民満足度の高い行政経営の推進」であります。ここの部分の方針としましては、「市民の目線に立った行政サービスを提供し、市民の更なる満足が得られる質の高い行政経営を目指します」というようなことを、総合計画の中では大きな方向としてやっております。

これも同じく、指標がございします。アンケート指標では、「市役所の職員の対応や取組は好感が持てる」という設問に対して、そう思う、思わない、そういったものを問いかける内容となっております。

以下、11ページ以降は、保健福祉の分野、環境分野、防災分野、教育分野、産業・経済分野、一番最後は都市整備分野ということで、それぞれの分野別のサービスの提供に対する基本的な方針を、総合計画では定めております。それに基づきまして、市の各部局におきましては、個別計画をそれぞれ産業に係



する部分、福祉に係る部分というようなものをつくっていくと、そんなような体系になっております。

説明は以上でございます。

(塩沢副会長)

それでは、今のご説明をいただいた事につきまして、なにかご質問がありましたら、お伺いしたいと思います。

(小林明委員)

1ページで人口の推計が一番基本となるということで、平成28年度以降についても、しっかり推計されているわけですかね。

計画が28年度までだからといって28年度までだけ見ても遅いわけで、その辺はどういう風になっていますか。

(西島企画課長)

28年度以降も、まず、厚生省の社会保障人口問題研究所、国が公式に発表しているものがございます。それも、実際にはもう50年ぐらいまで公表しております。その数字の他に、市の内部でも独自に集計したものがございます。若干、国が発表しているもの、合計特殊出生率のような高いもの、中位のもの、低いもの、それによっていくつかパターンがございますが、内部用として数字は把握しております。

基本的には今後、ずっと減少は続いていくという傾向でございます。

(小林明委員)

その資料というのは、頂くことができるのですか。

(西島企画課長)

はい。

国の資料と市の方の推計、併せてこちらで用意できます。

### 長野市の財政状況について

(塩沢副会長)

他にはよろしいですか。

もしよろしければ、次の 長野市の財政状況について、お願いしたいと思います。

ます。

(柳沢財政課長)

財政課長の柳沢でございます。よろしく申し上げます。

長野市の財政状況につきまして、お手元の資料2の方でご説明申し上げたいと思います。

右上にページをふってございますが、2ページの「歳出総額・市税収入額・地方交付税額決算の推移」をご覧くださいと思います。

本市におきましては、なんと言っても冬季オリンピックの開催というのが大きな転機となるものでございます。オリンピックを契機に、新幹線、高速交通網をはじめ、様々なインフラの整備も大きく推進されることとなりました。ハード、ソフト含めた多くの有形無形の資産を継承して、現在に至っているところでございます。

ご覧の通り、歳出額ではオリンピックの整備が進んだ平成5年からの約5年間で、大きく膨らむこととなりまして、ピーク時の平成7年度には、1,640億円あまりとなっております。オリンピック後は、歳出規模にしても1,300億円程度に縮小させて参りましたが、平成16年度、21年度の二つの合併を経て、22年度の歳出決算額1,450億円あまりでございます。

また、基幹収入となる市税と地方交付税につきましては、ご覧の通りの推移でございますが、詳細は次のページからご説明させていただきます。

3ページの「市税の推移」をご覧ください。

市税につきましても、オリンピック開催年となります平成9年度の624億円をピークに減少してまいりましたが、16年度の合併、18年度以降の税制改正、また19年度には三位一体改革に伴う税源移譲がございまして、大きく増加するところとなっております。しかしながら、21年度はリーマン・ショックによる景気後退の影響を受けて、法人市民税が大幅減となりまして、市税全体では前年比23億円減の586億円と大きく減少しております。22年度でございますが、法人市民税が企業業績の回復に伴いまして増とはなったものの、前年所得に課税をされます個人市民税、これが低迷したままで、市税全体では前年度対比7億円減の579億円となっております。

本年度でございますが、当初予算においては企業業績の復調に伴う法人市民税の増を見込んでいたわけですが、予期せぬ東日本大震災による景気への影響等から減収を見込まざるを得ない状況にございまして、来年度予算の編成に向けても財源の不足というものが懸念されることとなっております。

次に下段の表「地方交付税及び臨時財政対策債の推移」でございますが、なお、臨時財政対策債と申しますのは、国が地方交付税として現金で手当できな

い分を、自治体が借金をいたしまして、本年度の元利償却の際に、交付税に全額を算入して手当するという起債でございます。地方交付税の振替財源となるものでございまして、一体としてご覧いただきたいと思えます。

本市の交付額でございますが、平成16年度の合併により、交付総額269億円となりましたけれども、三位一体の改革に伴う見直しの中で、19年度、20年度には220億円程度まで減少をしております。このことにより、全国の自治体が大変疲弊をするという状況が生じたわけでございますが、ここへ来まして、国においても地域主権の一環ということで、地方の税財政基盤の確立という方針を示しまして、21年度には交付額の増額が図られました。22年度においても、経済対策に伴う追加交付もございまして、決算額で342億円と大幅な増額措置がとられたところでございます。

本年度につきましては、震災の発生前の組み立ての中で、税収の増を見込んで、交付税の減が見込まれるものとなっておりますが、ここへ来ての景気減速の影響や、国の厳しい財政事情等を考えますと、今後の状況につきましては、不確定なものとなっているところでございます。

次に5ページの「公債費及び市債借入・残高の推移」でございますが、平成22年度末の市債残高は、前年度対比60億円減の1,380億円となっております。

施設建設やインフラ整備で、市債の借入額が大きく膨らんだオリンピック以降は、毎年度の借入額をできる限り抑制をいたしまして、その縮減に努めてきたところでございます。2度にわたる合併で、町村の市債を引き継いだわけでございますが、ピーク時の平成9年度末、1,926億円からは546億円の減と、着実に市債残高の縮減を図ってきているところでございます。

年度ごとの市債の借入額、ならびに借入額の返済となります公債費の状況につきましては、ご覧のとおりでございます。オリンピックの後は、100億円借りて200億円返すというような、こんな大雑把なイメージでございまして、市債残高が年々減少ということでやってまいりました。

今後の見通しにつきましては、この後また改めてご説明させていただきます。

次に下段の表「基金残高の推移」でございますが、平成22年度末の基金残高は前年度対比23億円増の373億円でございます。基金全体では、平成4年度のピーク時に600億円あまりございましたが、オリンピック施設や市民病院の建設などの財源として取崩いたしまして、平成9年度には270億円あまりまで減少いたしました。その後11年度の中核市移行に伴う地方交付税の増加等がございまして、基金への積み立てを行うことができ、財源不足に対しては、基金等の活用を図ってきたところでございます。

ここ数年の状況といたしましては、基金にできるだけ依存しない財政健全化への取組によりまして、19年度、20年度決算では、基金からの取崩を行うこと

なく、21年度も取崩額を大幅に縮減しております。22年度の地方交付税の増、それから執行時の経費節減、こういった取組の結果、当初予定の13億円の取崩を不要としておりまして、併せて将来を踏まえた新たな基金の積み増しも行うことができたところでございます。

本年度につきましても、財政調整基金等から26億円の取崩を予定しておりますが、最終的にはこれを圧縮できるものと考えております。ただ、来年度以降、社会保障関係費の増加とともに、大規模プロジェクト事業の進捗等に伴う財源の手当が生じてまいりますので、そのために備えてきた基金、それを今後計画的に適切に、活用してまいりたいと考えているところでございます。

次に7ページをご覧いただきたいと思いますが、財政の健全化を図る財政指標の状況でございます。

最初に経常収支比率でございますが、財政構造の弾力化を図る指標でございます。市税や地方交付税などの経常一般財源が、どのぐらいの割合で人件費や公債費などの義務的経費、その他経常的な経費に充当されているのかを表すものでございます。比率が高いほど、財政の硬直化を示すこととなりまして、適正水準としては一般的に70～80%程度とされております。本市の経常収支比率につきましては、前年度対比4.6ポイント改善の89.3%となっております。改善の要因といたしましては、地方交付税や臨時財政対策債の大幅な増によることとなっております。

下段の表に、「経常収支比率の都道府県・中核市等の状況」がございまして、全国的に比率の悪化の傾向にございまして、本市においては、21年度、22年度と比率の改善が図られておりまして、参考までに9ページの中核市40市を見ますと、上位3番目という順位でございまして、今後も比率の抑制について念頭におきまして財政構造の弾力性の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に下段の10ページの健全化判断比率でございますが、財政健全化法の制定に伴いまして、全ての自治体で、平成19年度決算から議会の報告、住民への公表が義務付けられたものでございます。

それぞれの比率につきましては、ご覧の通りでございますが、一般会計等を対象とした実質赤字比率、全会計を対象とした連結実質赤字比率につきましては、比率は生じていないものでございます。

次の実質公債費比率でございますが、公債費等の借入金、返済額の度合いを示す比率でございまして、11.9%と前年度対比0.6ポイント減の改善となっております。また、将来負担比率でございますが、将来負担すべき負債額の度合いを示す比率でございまして、35.6%と前年度対比19.7ポイント減の改善となっております。

国におきましては、イエローラインとなる早期健全化基準とレッドラインと

なる財政再生基準を示しているところがございますが、本市のいずれの比率もこの基準を下回っており、前年度からの比率の改善が図られている状況でございます。財政の健全性が維持できているものと考えております。

参考までに11ページ「中核市の実質公債費比率の状況」でございますが、実質公債費比率につきましては40市中27位、将来負担比率は40市中10位という位置でございます。

次に13ページの財政推計でございますが、平成23年度当初予算に基づき、向こう10年間の財政状況を試算したものでございます。財政運営上の参考とするため、作成するものでございますが、景気の動向や税制改革、制度改革などの影響によりまして大きく変動してまいります。特に、最近ではリーマン・ショックをはじめ、国の様々な政策の実施、また東日本大震災など、大幅に変わるという状況がございまして、正直申し上げまして数年先まで試算すること自体、誠に難しいわけでございますが、できる限り変動要素を織り込みながら、当初予算に合わせて作成しておりますので、全体のイメージとしてご覧いただければと思います。

13ページは、歳入歳出及び基金残高の見込みを示したものでございますが、上の折れ線グラフの枠で囲ってあるものが歳入額、囲ってない数字が歳出額となりまして、下の棒グラフは基金残高を示したものでございます。歳出につきましては、大規模プロジェクト事業の本格化などで、平成26年度までは大きく増加することとなりますが、その後は事業の進捗終了とともに歳出規模は縮小してくるものと見込んでおります。一方、歳入につきましては、大規模プロジェクト事業の本格化などで、歳入を上回る歳出により財源不足が生じてまいりますけれども、不足する財源につきましては、基金の取崩をもってまかなうこととし、基金残高は平成27年度末に100億円あまりまで減少するものと見込んでおります。28年度以降は歳出が歳入を下回ることとなり、剰余金を基金に積み立てることによりまして、基金残高を少しずつ増やすことができるものと見込んでございます。

次の下段の表は、「公債費及び市債借入・残高の見込み」を示したものでございまして、一番下の折れ線グラフは市債借入額で、四角で数字を囲ってございますが、大規模プロジェクト事業の進捗と連動して、平成26年度までは借入額が増加し、26年度の240億円あまりをピークにそのまま減少するものと見込んでおります。その上の折れ線グラフは、公債費でございまして25年度までは200億円程度で推移いたしますが、オリンピック施設の市債の償還が終わってまいります26年度以降は、ご覧のように大きく減少してくる見込みでございます。入れ替わるような形で大規模プロジェクト事業分が入ってくるため、徐々に増加してくるものの、本年度予算の公債費を超えない範囲で推移していくものと

見込んでおります。また、一番上の市債残高でございますが、大規模プロジェクト事業での借り入れにより、平成27年度までは大きく増加をいたしまして、1,600億円あまりとなりますが、これをピークにその後は順次減少していくものと見込んでいるところでございます。

財政推計では、平成26年度までは歳出が年々増加をいたしまして、歳入不足をまかなうための基金取崩による基金残高の減少のほか、市債の借入額や市債残高の増加などが見込まれることとなりますが、現在の本市の財政状況からは、引き続き行財政改革の推進を図る中で、健全財政を維持しながら大規模プロジェクト事業などを確実に進めていけるものと見込んでいるところであります。

最後のページでございますが、先ほどから申し上げてございます大規模プロジェクト事業の概要でございます。

8つございますがご覧の通りでございます。新市民会館、第一庁舎建設事業などいずれの施設も早急に手入れを要する大型建設事業でございます。約950億円の事業費を予定しております。計画に沿った事業の、着実かつ円滑な推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

長野市の財政状況につきましては、以上でございます。よろしく願い申し上げます。

(塩沢副会長)

ありがとうございました。

長野市の行財政の状況に関する説明については以上ですが、何かお分かりにならないこと等、ご質問などありましたらどうぞ。

(塚田委員)

ちょっと教えていただきたいんですけど、4の地方交付税及び臨時財政対策債について、この臨時財政対策債というのは、さっき借入金というような説明だったんですけど、この部分は純粋に足りなくて借り入れなのか、後々お金はくるけど時に資金繰り上必要ということで借り入れなのですか。

(柳沢財政課長)

先ほどもご説明申し上げましたように、本来は交付税として交付されるところでございますが、なかなか国の方でも厳しい財政事情の中で、現金で交付ということができない中で、とりあえず市町村の方で借金をして、ただその借金に係わる元利償還金については、今年度交付税の中で算入をして手当するという仕組みございまして、各市町村、県も含めた各自治体に対して枠が示されてまいります。これを合わせて交付税、国からの手当というように考えておりま

す。

(塚田委員)

ということは、資金繰り上、時に借りておくと。

(柳沢財政課長)

はい。

ただ今申し上げたように、元利償還が後ほど交付税措置されるということでございますので、基本的には全額国からくるという仕組みでございます。枠で示されたもの全額を借り入れなければならないということではございませんけれども、ほとんどの自治体につきましては、全体の財源の確保ということで借り入れをしております。

長野市におきましても、示された枠については全額借り入れをしているところでございます。

(小林俊規委員)

それじゃわからない。地方財政計画の話からしなきゃ。

地方に必要なお金が、例の交付税の財源になる税収が足りない、そうすると借金しなきゃいけない。借金しなきゃ地方も経費が持てない。しょうがないから借金しといてくれよ、後で交付税に入れるから、ということなのだよな。その結果、将来交付税が増えてこなきゃ、返ってこない。

その辺は理解してもらわないと、この仕組みはね。

(柳沢財政課長)

委員さんの言われる部分は、確かに相対としての交付税が減らされれば、いくら交付税に算入したとしても、その実効がないじゃないかというご意見は重々……

(小林俊規委員)

交付税っていうのは、所得税の標準団体というのを想定して、どのくらい必要だという支出の総額を決めることをやっているんですよね。そして全国集計するんですよ。そうすると今度は、地方交付税に入ってくる財源、所得税だとか法人税だとか、いろいろな財源の一定率がくるわけですよ。そうすると隙間ができちゃうんですよ。これだけ必要なのにこれしかない。もちろん地方財政計画というのは、個々の税まで皆やるんですけども、この部分どうするかっていうのは借金にしかならないわけですよ。でも、国がそんな手当できないか

ら、地方で借金しといてくれよ、償還の時には見るからと、こういう話だろう。

(柳沢財政課長)

はい。小林委員のおっしゃるように、そういうことです。

(小林俊規委員)

2ページの交付税の額は財対債を抜いてあるんだね。

(柳沢財政課長)

そうです。

(小林俊規委員)

ちょっと聞きたいんだけど、この財対債は一般財源扱いしているの？何かに充当しているの？

(柳沢財政課長)

財対債は一般財源扱いしております。

(小林俊規委員)

そうすると、市税と交付税を足すと342、579、こんなに財政規模が増えてないと思うけど。・・・これは合併で増えているのか。

(柳沢財政課長)

はい。22年度の合併でございます。

(小林俊規委員)

それからもう一つ、注意しとかなきゃいけないのが、13の基金残高、これさっきの表と違いますよね。これは財政調整基金だけですか。

(柳沢財政課長)

財政調基金の分だけです。

(小林俊規委員)

目的分は抜いてあるのだね。

それは書いとかなきゃ。



(柳沢財政課長)

そうですね。基金全体では・・・

(小林俊規委員)

まあ、財政調整のための基金って書いてあるから、そういうことなのだろうけど。

だから、目的もって積んであるやつは、取り崩してしまうのだよな。この例えば23年度予算で159億あるやつは。

今度、大型プロジェクトに使うのでしょ、159億は。

(柳沢財政課長)

財源調整として、基金を活用するという事の中で、予定を組んでおります。

ただ、大規模プロジェクトについては、財政調整基金の他に、例えば市庁舎とか市民会館につきましては、また別途、建設基金もございますので、そういったものも活用していきます。

(小林俊規委員)

これ言ってみれば、13の方は減債基金と財調、この二つを足してあるんだな。わかった。

(柳沢財政課長)

はい。以上でございます。

### (3) 長野市行政改革大綱の改定について

(塩沢副会長)

何か他にご質問ございますか。

よろしければ、次に進みたいと思います。(3)の長野市行政改革大綱の改定について、事務局から説明をお願いします。

(阿部行政管理課長)

それでは、長野市行政改革大綱の改定につきまして説明申し上げます。

資料3をご覧ください。この資料につきましては、行政改革大綱の改定につきまして、大綱の目的や総合計画との関係、本市を取り巻く諸情勢の変化、総合計画後期基本計画における行政改革関連施策の体系について、簡単にまとめたものでございます。

まず、一番上の「現行の行政改革大綱」でございますが、長野市の行政改革大綱は、先ほど説明がありました、第4次長野市総合計画の「行政経営方針」のうち、「行政改革の推進と効率的な行財政運営」及び「成果重視による市民満足度の高い行政経営の推進」に関しまして、改革を進めるための基本方針、重点的に取り組むべき事項などを具体的に定めることを目的としております。

次に、「改定に向けて」でございますが、現行の第5次行政改革大綱の改革期間が平成24年度までとなっておりますことから、第5次行政改革大綱策定後に生じた諸情勢の変化に対応するとともに、来年度スタートする第4次長野市総合計画の後期基本計画と整合を図り、更なる行政改革に取り組むため、大綱の改定を行うものでございます。

先ほど諮問を受けていただきまして、これからご審議を本格化させていただくこととなりますが、総合計画との整合を図る上から、資料の下段にございませぬ、総合計画後期基本計画における行政改革の関連施策を踏まえたご審議をお願いいたします。

今回は、後期基本計画の上位計画である、長野市総合計画基本構想に変更はなく、前期・後期の基本計画における行政改革の関連施策の体系も大きく変わらないことから、第5次行政改革大綱の「重点的に取り組むべき事項」、「具体的な取り組み」について、これまでの取り組み状況や課題を検証する中で、改定の方向性を見出してまいりたいと事務局としては考えております。

次のページをお願いいたします。

審議日程の案でございます。今後、行政改革大綱改定専門部会におきまして、月1回程度のペースで、ご審議をいただき、来年8月には、行政改革推進審議会としての中間答申をおまとめいただきます。その後、9月のパブリックコメントを経まして、最終答申を11月上旬までに行っていただきます。

なお、専門部会の開催時期及び審議内容につきましては、前回は例に作成してございますが、今後、専門部会でご審議を進めていただく際に、参考としていただければと思います。

また、専門部会の審議状況に応じて審議会本会を開催し、部会員以外の委員の皆様のご意見を伺ってまいりたいと考えております。

これから約1年かけまして、資料のいちばん最後にございます行政改革大綱の案を、お付けしました資料は第5次の行政改革大綱ですが、こういったものを策定いただくこととなります。

それでは、長野市の行政改革大綱第5次分ですけど、ざっと中を見ていただきたいと思っております。

1ページですけれども、第1としまして「行政改革大綱の目的」ということでございます。最後の段落のところ、行政改革大綱は、総合計画の「行政経営

の方針」のうち・・・と先ほどお話したような目的が記載されてございます。第2としまして「本市の行政改革のあゆみ」、それから次のページになりますが、第3「市政を取り巻く現状」、第4「厳しい市の財政状況」。3ページになりますが、第5「行政改革の基本方針」ということで、1としまして「行政サービス提供の市の責任」、2として「民間活力の活用の継続」、3としまして「市民負担の公平性の確保」、4としまして「持続可能な行財政運営の推進」を規定しております。それから第6は「改革の期間」ということでございます。5ページになりますが、第7「重点的に取り組むべき事項」、1としまして「職員数の削減」、2として「市民と市の役割分担の適正化」、3として「使用料など受益者負担の見直し」でございます。それから第8としまして「具体的な取り組み」、大きな1として「行政改革の推進と効率的な行財政運営」1-1「効率的な行政の推進」、ここに主な取り組みとして、いくつかの項目を挙げさせていただいております。7ページになりますが、1-2「民間活力の活用」、1-3「健全な財政運営の実現」、次の8ページになりますが、大きな2として「成果重視による市民満足度の高い行政経営の推進」、2-1「利用しやすい行政サービスの提供」、2-2「市民とともに行動する人材の育成と活用」、2-3「成果を重視した行政運営」、それから9ページになりますが、第9としまして「改革の推進」ということで、1としまして「職員の意識改革」、2として「情報公開の推進及び長野市行政改革推進審議会との連携」、3としまして「市の推進体制及び実施計画の策定」といったことが現在の大綱の中で謳われているわけですが、このようなものの改定案を約1年かけてお作りいただきたいということでございます。

お忙しいところまことに恐縮ですが、よろしく願い申し上げます。

それから、早速で申し訳ございませんが、本日の審議会の後、行政改革大綱改定専門部会の打ち合わせを予定しておりますので、部会員の皆様には、お残りいただきますよう、お願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

(塩沢副会長)

今の説明につきまして、ご不明な点、ご質問などありましたら、お伺いしたいと思えます。

何かございますか。

(小林俊規委員)

今の説明だと、第5次の中身見ると、まったく同じようなことを書きそうな気がするのだよな。職員の定数の削減とか。

それで、この大綱の成果というか進捗状況というのか、ここで謳ったものが

どこまで進んでいるかというのは整理できているのか。

(阿部行政管理課長)

それを、専門部会の第1回るときまでには、お出ししたいということでおります。

(塩沢副会長)

何か他にございますか。

(村澤委員)

第4次総合計画のスパンが19年から23年が前期で、後期が24年からで、1年のずれというのは、どのぐらいの影響がありそうな予想なのか。特に影響はないのか。

(阿部行政管理課長)

今の第5次るときも1年ずれていたのですけれども、そこで何か問題があったかというとなかったという風に聞いていますので、その辺は上手く繋いでいきたいという風に考えております。

(塩沢副会長)

他には何かございますか。

(山崎委員)

総合計画にはちょっとないんですけれども、議会の方ですね、議員さんの数とかそういうことについては、この審議会では全然対応しないのでしょうか。

(阿部行政管理課長)

そうですね。一応、大綱の目的が総合計画で決められたものの具体的な取り組みの内容ということですので、ちょっと今のところそこまでは考えておりません。ただ、それはまた部会の方では検討させていただきたいと思いますが。

(若井委員)

議会の方では、そういう風なあれはないのですか。

(阿部行政管理課長)

詳しくは分かりませんが、議会としての改革は、別途取り組んでいただいて

いると思いますので、議会は議会としての取り組みがあらうかと思います。

(塩沢副会長)

はい。何か他にございますか。

(塚田委員)

ちょっとこの確認だけさせていただきたいんですけども、第4次総合計画の中で、0-4というのが行革に係わる場所ですよね。0-4、0-5ですか。

ここの中で、市民にアンケートをするという風になっているんですけども、ここでの結果というのは、さっき小林さんが言われたように、5次の進捗具合の成果を図る一つの指標にされる、そういう認識でいいですか。

(西島企画課長)

その通りです。

先ほどの総合計画の資料の9ページですが、市役所はアンケート指標で「市役所は、行政改革に積極的に取り組んでいる」ということで、そう思うか思わないかというような、市民の生の声を聞いて、それがこちらの行政改革の評価にもなっています。

(成澤委員)

これは、毎年実施しているということなのですよ。

前期の部分でも同じような調査は実施したのですか。

(西島企画課長)

同じ項目で、一応定年では調査したものはございます。ちょっと今、数字ございませんが、こちら参考資料としてはお出しできます。

(塩沢副会長)

よろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。

## 6 その他

(小林総務部長)

塩沢副会長様、ありがとうございました。

委員の皆様には、様々なご質問いただきまして、どうもありがとうございました。

した。

先ほど、副会長様ごあいさつにもございましたように、いよいよ長野市の行政改革の根幹になります「行政改革大綱」の改定につきまして、本格的に部会、審議会の中でご審議いただくというようになってくるわけでございます。

ますます活発なご審議いただけますよう、特に部会員の皆様には大変ご苦労ではございますけれども、お忙しい中ではございますが、よろしく願いいたしたいと思います。

本日はどうもご苦労様でした。ありがとうございました。

## 7 閉会

(岩山係長)

それでは、これにて「第5回長野市行政改革推進審議会」を閉会させていただきます。ありがとうございました。